平成17年第1回美郷町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成17年1月18日(火曜日)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長の招集あいさつ
- 第 4 議案第 1 号 政治倫理の確立のための美郷町長の資産等の公開に関する条例の制定につ

いて

- 第 5 議案第 2 号 美郷町総合計画審議会条例の制定について
- 第 6 議案第 3 号 平成16年度美郷町一般会計補正予算第1号
- 第 7 議案第 4 号 平成16年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号
- 第 8 議案第 5 号 平成16年度美郷町老人保健特別会計補正予算第1号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(44名)

	1番	福	田		守	君		2	2番	煙	Щ	多三	郎	君
	3番	佐々	木	順	吉	君		4	4番	鈴	木		_	君
	5番	村	田		薫	君		(6番	小	西	文	男	君
	7番	谷	屋	誠	市	君		8	8番	田	П	繁	男	君
	9番	中	村	利	昭	君	1	(0番	吉	野		久	君
1	1番	小田	長	輝	_	君	1	1 2	2番	泉	ļ.	繁	夫	君
1	4番	武	藤		威	君	1	5	5番	髙	橋		猛	君
1	6番	戸	澤		勉	君	1	7	7番	久	米	章	弘	君
1	8番	髙	橋	隆	治	君	1	9	9番	泉	谷	理毅	男	君
2	0番	伊	藤	福	章	君	2	2 ′	1番	熊	谷	良	夫	君
2	2番	齊	藤	新一	-郎	君	2	2 3	3番	森	元	利	漠	君
2	4番	泉	Į	美利	子	君	2	2 (6番	Щ	田	鐵之	助	君
2	7番	高	橋	福	松	君	2	2 8	8番	藤	田	亥左	夫	君
2	9番	若	畑	文	英	君	3	3 ′	1番	森	元	淑	雄	君
3	2番	武	藤		健	君	3	3 3	3番	永	井	久	雄	君
3	4番	熊	谷	隆	_	君	3	3 5	5番	佐々	木		正	君
3	6番	佐	藤	倉	_	君	3	3 7	7番	中	村	美智	男	君
3	8番	戸	沢	藤	_	君	2	1 (0番	斉	藤	正	衛	君
4	1番	深	沢	義	_	君	2	1 2	2番	澁	谷	俊	=	君
4	3番	飛	澤龍	右ュ	門	君	2	1 4	4番	杉	澤	隆	_	君
4	5番	半	田	秀	雄	君	2	1 (6番	竹	村	由	広	君
4	7番	伊	藤	光	明	君	2	1 8	8番	後	松	_	成	君
4	名)													
1	3 番	大ク	、保	伸	_	君	2	2 [5 番	髙	橋	正	治	君

欠席議員(4名)

 13番
 大久保 伸 一 君
 25番
 髙 橋 正 治 君

 30番
 高 橋 久 男 君
 39番
 佐 藤 時 夫 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 知 己 君 町長公室長 小 原 正 君 松 田 彦 総務課長 祥 君 企 画 課 長 世 君 藤 誠 山内 英 君 税務課長 深 澤 章 _ 住民生活課長 鈴 木 四 郎 君 総合サービス課長 総合サービス課長 君 坂 本 昇 中 野 弘 君 (六郷庁舎) (千畑庁舎) 総合サービス課長 君 森 ЛI 福 蔵 君 福祉保健課長 樋 場 雄 (仙南庁舎) 農政課長 澤 廣 君 商工観光課長 深 小 林 宏 和 君 建設課長 夫 君 国体準備室長 君 照 井 渋 谷 喜 農業委員会 出納室長 澤 君 雲 大 薫 出 征 夫 君 事務局長 教 雄 学 務 課 長 育 長 橋 福 君 飛 濹 眀 則 君 高 清 君 雄 社会教育課長 小 松 幼児教育課長 泉谷隆 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 武 藤久男 参 事 渋 谷 新 一 局 長 補 佐 田 中 まき子 局 長 補 佐 久 米 良子 上席主任 大澤 修

開会及び開議の宣告

議長(後松一成君) 定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から平成1 7年第1回美郷町議会臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

(午前10時00分)

会議録署名議員の指名について

議長(後松一成君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、5番、村田 薫君、6番、小西文男君を指名いたします。

会期の決定について

議長(後松一成君) 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議 ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

町長の招集あいさつ

議長(後松一成君) 次に、本臨時会の招集にあたって、町長より発言の要請がありました。これを許します。

町長 松田知己君。

(町長 松田知己君 登壇)

町長(松田知己君) おはようございます。

平成17年美郷町議会第1回臨時会にあたり、平成16年12月定例議会以降の行政報告及び本臨時会に提出いたしました議案について、概要を説明申し上げ招集のあいさつといたします。

初めに行政報告をいたします。美郷町誕生から2カ月が経過し、町づくりの姿を徐々に具体化していくため、これまで鋭意努力を重ねてまいったところですが、町民各位からも町づくりへのご要望やご意見、ご質問を伺いたいため、1月から各庁舎で町長ふれあい談話室を開催することといたしました。11日に第1回目の談話室を千畑庁舎で開催したところです。仙南庁舎においては、本日開催するほか、六郷庁舎においては25日に開催することとしております。今後は、毎月各庁舎1回ずつ開催してまいりたい考えです。

また、ふれあい談話室にご参加できない町民の方々には各庁舎に設置した御意見箱、みさとミミーちゃんにてご意見等を寄せていただきたいと思います。さらに各庁舎での業務をより円滑に推進していくなどのため、1月25日から千畑庁舎、仙南庁舎に私が移動して執務する、移動町長室を実施することにしております。毎週火曜日は仙南庁舎、毎週木曜日は千畑庁舎において、午前8時30分から午後3時まで執務する予定です。職員との意思疎通を図るとともに各庁舎への来庁者等に対応しながら業務推進に努めてまいります。

次に積雪に対する対応についてですが、1月12日、町内6箇所の積雪量メーターが平均120cm に近づいたため、午後2時に豪雪対策警戒部を設置し、積雪に対する警戒体制を整えました。翌日の1月13日には防災施設等の除排雪や農業用施設や果樹等の雪害対策、高齢者世帯等への 除排雪などについて、町民各位にもご協力をいただけるよう、そして、雪害回避に向けて意識啓蒙をしていただくよう配布チラシを作成し、全戸配布いたしました。今後の降雪にも警戒し、豪雪対策警戒部は継続設置し、各課が即応できるよう体制を維持しているところです。

続きまして提出いたしました議案について概要をご説明申し上げます。

議案第1号 政治倫理の確立のための美郷町長の資産等の公開に関する条例の制定についてですが、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の規定に基づき制定するものです。趣旨及び内容につきましては、旧3町村の条例とほぼ同一です。

議案第2号 美郷町総合計画審議会条例の制定についてですが、地方自治法で策定が義務づけられている基本構想を定めるにあたり、幅広くご検討をいただきながら基本構想案を策定したいため、その内容を諮問し、審議いただく機関を設置するため条例制定するものです。

議案第3号 平成16年度美郷町一般会計補正予算第1号ですが、歳入として市町村合併推進 体制整備費補助金を計上し、それに係る主な歳出として、議場の改修や戸籍システムの機能 強化、消防団員等の制服の統一化等、幼保一体化推進のための厨房備品購入などを計上しております。そのほか、安全、安心に係る施設整備を推進していくため、小中学校舎の耐震補強工事に係る実施設計委託料を計上しております。

議案第4号 平成16年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号ですが、平成15年度療 養給付費等、負担金実績の確定に伴う歳入歳出を計上しております。

議案第5号 平成16年度美郷町老人保健特別会計補正予算第1号ですが、平成15年度老人医療給付費の国庫負担分と県負担分の確定に伴う歳入歳出を計上しております。

以上をもちまして招集のあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(後松一成君) 次に、日程第4、議案第1号 政治倫理の確立のための美郷町長の資産 等の公開に関する条例の制定についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(後松一成君) 提案内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長(二藤誠祥君) おはようございます。

それでは提案理由についてご説明申し上げます。

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律、第7条の規定に基づき町 長の資産等の公開について必要な事項を定めるため、提案するものでございます。趣旨、内 容につきましては、先ほどの町長の招集のあいさつの中でもございましたとおり、趣旨及び 内容は旧3町村の条例とほぼ同一でございます。

それでは、別紙をごらんいただきたいと思います。政治倫理の確立のための美郷町長の資産等の公開に関する条例案でございます。第1条は趣旨でございます。この条例はということで、ここに書いてあるとおりでございますが、資産等の公開について必要な事項を定めるものでございます。

それでは第2条では、資産等の報告書等の作成でございます。第2条では、その任期開始の日ということで、ここにうたってございます。そして、100日を経過する日まで作成しなければならないということになってございますが、この条例の附則で経過措置がございます。経過措置では、この条例の公布の日からとなってございます。美郷町としての条例は初めてで

ございますので、条例の公布の日から100日以内に作成しなければならないということでございます。仮に17年1月19日、きょう議決いただきまして、19日に公布すれば、17年4月28日までに作成しなければならないということになります。これにつきましては、当選後1度限り作成することになります。

それから、中身につきましては1号では土地、それから2号では建物の所有を目的とする地上権または土地の賃借権ということになります。3号では建物、4号では預金、貯金及び郵便貯金ということで、ここの預金につきましては、預金保険法に基づく預金でございます。これは地方銀行または都市銀行を意味するものでございまして、貯金につきましては、農林水産業協同組合貯金保険法というのがございまして、その中に農協、それから漁協等の貯金のことをいっておるということでございます。それから、郵便貯金の方は、郵便貯金法で定めるものでございます。そのほかに5号としましては、金銭信託、6号で有価証券、7号としては自動車、船舶、航空機及び美術工芸品、それから8号としては、ゴルフ場の利用に関する権利、それから9号としては貸付金、10号として借入金というもの、これについて報告書等を作成しなければならないということになってございます。

そして2項では、毎年新たに有することになったものについて平成17年12月31日において有するもの、これを平成18年4月1日から4月30日までの間に作成しなければならないと、こういうことになります。これは毎年作成することになります。

それから第3条ですが、所得等報告書の作成でございます。これにつきましては、平成17年中の所得及び譲与により取得した財産について、平成18年4月1日から4月30日の間に作成しなければならないということになります。これは毎年作成することになります。

それから第4条の関連会社等報告書の作成でございますが、これにつきましては、17年4月1日において報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問等に就いている場合、4月2日から4月30日の間に作成しなければならないということになってございます。これは毎年作成するということでございます。

次の第5条でございますが、資産等報告書等の保存及び閲覧ということでございまして、前3条の規定ということで、これは2条、3条、4条のことでございますが、それを保存するためには資産等の報告については、先ほど申し上げましたとおり、1月19日に公布したとすれば、17年4月29日から5年間保存しなければならない。それから資産等補充報告書、これにつきましては18年5月1日から5年間保存しなければならない。それから所得等報告書、これについては、18年5月1日から5年間保存しなければいけない。それから関連会社等報告書、これは17年

5月1日から5年間保存するということになってございます。それから第6条が委任事項となってございます。

そして附則、施行期日ですが、1項としてこの条例は公布の日から施行する。それから経過措置、この条例の施行の日において町長である者は、同日において有する第2条第1項各号に掲げる資産等について当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起してと、この同日とは公布の日ということになりますが、100日を経過する日までに作成しなければならないということです。

それから3項では、前項の規定により作成された資産等報告書については、第5条の規定を 準用するということで、先ほどの保存すべき年限のことを意味しているものでございます。

議長(後松一成君) 議案第1号についての説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、村田 薫君。

5番(村田 薫君) 関連で質疑いたします。

条例の5条2号の中に閲覧を請求できるとございますが、資産公開に関心があっても請求行為になりますと、なかなか勇気がいることでございまして、また、身体的な理由等により請求できない住民の方々のために、広報ないしはホームページ等で公開するお考えなどございましたらお伺いいたします。

議長(後松一成君) 答弁を求めます。総務課長。

総務課長(二藤誠祥君) ただいまの質問にお答えしたいと思いますが、これはあくまでも 個人の資産の公開でございます。

これについては、そういう公開をする必要がないと考えております。

議長(後松一成君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(後松一成君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(後松一成君) 討論なしと認めます。

議案第1号について、これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 政治倫理の確立のための美郷町長の資産等の公開に関する条例の制定については、原案のとおり決しました。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(後松一成君) 次に、日程第5、議案第2号 美郷町総合計画審議会条例の制定についてを上程し、議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

(事務局長朗読)

議長(後松一成君) 議案内容の説明を求めます。企画課長。

企画課長(山内英世君) 説明いたします。

提案理由、地方自治法第2条第4項の規定に基づき基本構想を定めるにあたり、地方自治法 第138条の4第3項の規定に基づき、諮問機関を設置するため提案するものである。

次のページをお開き願います。次のページにミスプリントがありますので、訂正願いたい と思います。

最初1条の3行目ですが、括弧の中の以下「法」という。を削除願います。それから、第2条の(2)の最後に句点が落ちていますので、お願いいたします。

それから6条の会長が召集するの、召集を招集にしていただきたいと思います。

それでは、条例案をかいつまんで説明したいと思います。

設置でございますが、総合計画の策定等に当たり、町長の諮問機関として、美郷町総合計画審議会を地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、設置する。ということでございます。

それから審議会で審議する内容でございますけれども、美郷町総合計画基本構想に関すること、それから美郷町総合計画基本計画に関すること、3として、その他総合計画策定について、町長が必要と認める事項ということでございます。

それから、3条の審議会の委員でございますが、15名以内でございます。識見を有する者、 町議会の議員、町教育委員会の委員、町農業委員会の委員、それから町内の公共的団体の役 員及び職員、町長が必要と認める者ということでございます。

任期につきましては、2年でございます。

それから次のページでございますけれども、附則として、この条例は、公布の日から施行 する。ということでございます。以上でございます。

議長(後松一成君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、中村利昭君。

9番(中村利昭君) 3条(1)の識見を有する者というふうにございますけれども、この識見を有する者というもののメンバーが決まっておりましたら、お知らせ願いたいし、また、決まっていないようでありましたら、どのような方を選任するのかご説明いただきたいと思います。

議長(後松一成君) 答弁を求めます。企画課長。

企画課長(山内英世君) まだ決まっておりませんが、今後町長等と相談をいたしまして決めていきたいと、このように考えております。

議長(後松一成君) はい、9番。

9番(中村利昭君) もし決まっていないようであればですね、このメンバー、この間議会選出6名というふうに決定されました、教育委員会、農業委員会、その他公共団体の役員等というふうにあったんですけれども、内容がどのようなものなのか定かではありませんが、もし、この識見を有する者であるならば、こういうふうなものには町の大事な計画になると思いますので、そこら辺は十二分な人選をしていただきたいというふうに思います。

議長(後松一成君) 答弁はいらないですか。

9番(中村利昭君) いりません。

議長(後松一成君) 10番、吉野 久君。

10番(吉野 久君) 同じく3条の審議会の委員の選定についてですけれども、町づくりの住民参画の観点から、公募する考えはございませんか。

議長(後松一成君)はい、答弁。企画課長。

企画課長(山内英世君) 今のところ公募の予定はございません。

議長(後松一成君) 10番。

10番(吉野 久君) これまでのこういう審議会は形骸化されてきたような、そういうような気を私は感じております。どちらかというと諮問委員会的立場にどうしてもなってしまうような感じを受けとめております。大事な新しい町の基本構想なんですけれども、こういう町づくりをしたいという、そういう住民の気持ちも私は大切にいくべきと考えますけれどもいかがでしょうか。

議長(後松一成君) はい、町長。

町長(松田知己君) 町づくりのまさに核となる構想でありますので、今議員がおっしゃった意図を、どういう形であれば住民の声がより町づくりに反映されるのかということを今後 考えていきたいと思います。

公募するか、しないかということについては、現段階では公募のことは考えていませんが、今後町づくりに対する住民の意向の反映といったあり方を考える中で、公募することが望ましいというふうなさまざまな各般の検討を経てなりましたら、そういうふうな方向もあり得るというふうに考えていきたいと思います。

議長(後松一成君) ほかにございませんか。

6番、小西文男君。

6番(小西文男君) 私が考えてきたことは、吉野さんからほとんど言われたようでありますけれども、この3条の1号から6号までの人数の割り振りは、これはまだ決まっておりませんか。

議長(後松一成君) はい、答弁。

企画課長(山内英世君) はい、まだ決まっておりません。

議長(後松一成君) はい。

6番(小西文男君) 先ほど公募ということでありましたけれども、これは六郷の方でも審議会条例というものがありましたけれども、いろいろな審議会がありますけれども、その中で兼務されている人が過去にはかなりあったと思います。そういうことで欠席される方がかなりあったような感じがあります。

これは一番大事なこれからの合併総合計画ということで、一番大事な審議会ではなかろうかと思います。それでできればいろいろな審議会に関係している人ではなく、まして公募であれば、過去の今までの合併するまでの協議会委員ではなく、新たな委員を指名していただいて、地域の意見を反映させていくのが、これから審議会ではないかと思いますけれども、そういう点についてはいかがですか。

議長(後松一成君) はい、答弁。企画課長。

企画課長(山内英世君) いろいろございますけれども、やはりそういうことも必要かと思いますので、今後よく相談しながら決めていきたいと、このように考えております。

議長(後松一成君) ほかに。

43番、飛澤龍右工門君。

4 3番(飛澤龍右工門君) 3条のところに集中しているようでございますけれども、1号から5号までは地位のある人方が選ばれるようでございますけれども、6号の町長が必要と認める者とは、今初めて出てきたような感じがしますけれども、これは何か特別に意図的なものがあるものでしょうか。お伺いします。

議長(後松一成君) はい、答弁。企画課長。

企画課長(山内英世君) これにつきましては前からございますけれども、やはりその先ほどから申し上げておりますけれども、いろいろ大事な計画でございますので、多方面からということで町長が必要と認める者も入れているところでございます。

議長(後松一成君) はい、43番。

43番(飛澤龍右工門君) 再度お願いします。

町長はこの件について、どうお考えですか。

議長(後松一成君) 松田町長。

町長(松田知己君) 地方自治法に基づく総合基本構想でありますので、より幅広さを求めるということが必要だろうと思っています。

識見を有する方がどういうふうな分野の専門家であるかということを見据えながら、場合によっては、もっと必要な分野の方を追加するということもあり得るだろうということで、 町長が必要と認める者というふうな項が全般的にあるというふうに理解しておりますので、 そういった理解でこの項が必要であると私は考えております。

議長(後松一成君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(後松一成君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(後松一成君) 討論なしと認めます。

議案第2号について、これより採決します。

お諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 美郷町総合計画審議会条例の制定については、原案のとおり決しました。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(後松一成君) 続いて、日程第6、議案第3号 平成16年度美郷町一般会計補正予算第 1号についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(後松一成君) 議案第3号について、提案理由並びに内容の説明を求めます。

総務課長より順次お願いいたします。

総務課長(二藤誠祥君) 議案第3号の平成16年度美郷町一般会計補正予算第1号について、 ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、市町村合併推進体制整備費補助金に係る歳入歳出予算、それから小中学校校舎耐震改修工事に係る設計業務委託料、それから美郷町総合計画審議会に係る歳出予算及び除雪予算の歳出組み替えを計上しておるものでございます。なお、市町村合併推進体制整備費補助金に係る事業につきましては、別紙資料をお渡ししてございますので、後でご説明申し上げたいと思います。

それでは、第1表、歳入歳出予算補正ということで入らせていただきますが、大変私どもの不手際でページ数が書いてございません。大変申しわけございませんが、第1表から第7表までページをどうかひとつ入れていただきたいと思います。よろしくお願いします。

2の歳入のところからご説明申し上げます。2款地方譲与税2項自動車重量譲与税でございます。1目の自動車重量譲与税、これにつきましては、当初8,461万1,000円でございましたが、補正額412万6,000円をお願いしております。12月末で9,162万4,000円が交付済みとなってございます。そのうちの412万6,000円を補正額としてございます。

10款の分担金及び負担金、2項の負担金についてでございます。5目の商工費負担金、ここでは観光事業費負担金ということで、観光看板改修工事に伴う太田町からの負担金でございます。これは、千畑町と太田町が共同で観光看板を実施してございます。この経費が631万円、この2分の1の315万5,000円を負担金でお願いしたところでございます。

それから12款の国庫支出金、2項国庫補助金、7目の総務費国庫補助金。ここにつきましては、9,000万円ですが、市町村合併推進体制整備費補助金ということで16年度分でございます。これにつきましては、3カ年9,000万円ということでございますので、16年、17年、18年

ということで補助金が交付されることになると思います。

続きまして次のページ、6ページになります。歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費の中の12目合併管理費についてご説明申し上げます。

ここでは、9,315万5,000円の補正額をお願いしてございます。補正額の財源内訳ですが、 国庫支出金、これは先ほど言いましたとおり、市町村合併推進体制整備費補助金9,000万円の 分でございます。それからその他財源というのが、先ほど太田町からの負担金とします315万 5,000円、観光事業費の負担金でございます。

11節の需用費でございますが、これは別紙資料にお渡ししてございます資料と一緒に見ていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

ここの需用費66万8,000円は消耗品費でございます。これはナンバー9のところに保育園厨 房改修事業とございます。これの分の消耗品費66万8,000円。これは六郷、仙南保育園の厨房 改修のための消耗品費でございます。

それから13節委託料でございます。設計監理委託料27万6,000円、これにつきましても保育園の厨房関係の委託料でございます。システム開発委託料328万2,000円、これにつきましては就学援助システムの分でございます。中身につきましては就学援助、それから学齢簿の管理システム、こういうふうなものでございます。

それから戸籍システム機能強化業務委託料、これは2,625万円でございますが、戸籍統合システムの分でございまして、別紙資料で言いますと、3番目の戸籍総合システム機能強化事業でございます。これは現行の戸籍システムの相続人の検索の追加セットアップ分ということでございます。

それから工事請負費でございます。2,103万9,000円。これにつきましては建築一式工事ということで、835万円が計上されてございます。これは、議場改修工事でございます。議場改修工事につきましては、内容を前にお話ししてございますけれども、内容を精査しまして変更しまして検討した分でございます。在任特例後、議員定数が22人体制に向けた改修工事、それから議場用のテーブル、いす、これらの備品ということになります。

それから一般塗装工事ということで140万円。これは六郷庁舎の内部塗装分の改修工事でございます。これはナンバー5の一般塗装工事ということで計上してございます。

それから次の観光看板改修工事631万円。これが先ほど言いました太田町と千畑町が共同で 看板を製作してございますが、その分の看板の共同実施の分でございます。

施設整備工事費、これが497万9,000円ですが、保育園の厨房改修事業ということでござい

ます。従来の給食センター等で対応していたものを保育園の厨房で対応できるようにしたい ということで工事をするものでございます。

それから18節の備品購入費4,164万円。これにつきましては、庁用器具費としまして2,119万1,000円でございます。先ほど言いましたとおり議場のテーブル、いす、それからファイリング方式で実施しておりますキャビネット分、それから消防用のテントがこれに入っております。それから機械器具費でございますが、583万9,000円。これは事務用パソコン31台分の購入分でございます。それから被服購入費1,461万円。これにつきましては、4番目の消防団員制服等整備事業ということでございます。消防団員の制服等についての購入費でございます。

以上簡単ですが、12目の説明を終わらせていただきます。

企画課長(山内英世君) 次に5目の企画費でございますが、16万5,000円の補正をお願いするものでございます。これにつきましては先ほど議決していただきました総合計画審議委員会の委員報酬でございます。5,500円の15人、2回分でございます。

建設課長(照井一夫君) 8款2項2目でございます。これは予算の組み替えでございます。

賃金680万5,000円を減額し、これを13節の委託料に充当するというものでございます。その内容でございますが、これは旧仙南村の分でございまして、当初12名の臨時職員の賃金を計上してございました。そのうちの4名分について町で機械を貸与しまして委託をするということでございます。これに充当するということでございます。以上でございます。

学務課長(飛澤明則君) 10款教育費でございます。

初めに訂正をお願いしたいと思います。説明のところに設計監理とございますが、監理でなく業務でございます。したがって中学校費についても監理と記入されてございますが、業務に訂正願いたいと思います。大変失礼いたしました。

それでは2項の小学校費の1目、学校管理費でございます。ここでは88万1,000円の補正をお願いしてございます。これにつきましては、仙南東小学校と仙南西小学校について、それぞれ耐震診断を実施したところでございます。その結果東小学校と西小学校とも1階の普通教室、それから特別教室、それぞれ補強が必要というふうに診断されたわけでございます。したがって、その児童の安全確保はもちろんでございますけれども、災害時の地域の避難場所にもなるというようなことから工事の実施設計の業務を委託するものでございます。

それから3項中学校費1目学校管理費、ここでは315万円の補正をお願いしてございます。これにつきましても六郷中学校でございますが、診断の結果やはり普通教室1階、2階、それか

ら職員室について補強が必要と診断されたことから実施設計の業務を委託するというような ことでございます。以上でございます。

議長(後松一成君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番、吉野 久君。

10番(吉野 久君) 1点質問がございますが、その前に、議案書の訂正箇所が非常に多すぎます。合併して間もないということで、皆さん方非常に忙しいとは思いますけれども、軽微な間違いですが議会に係る議案書であり、もっと精査して提出してもらいたいと思います。 質問いたしますけれども、合併推進に係る補助を歳出の方では、2款1項の12目にまとめて計上しておるわけです。3年間補助金がくるというお話しでしたけれども、来年以降もこういう形でこの目に全部この補助金関係は歳出として計上するのか、その点をお願いいたします。

議長(後松一成君) はい、総務課長。

総務課長(二藤誠祥君) ただいま吉野議員からご質問ありました合併管理費、これについてはこのような形で進めていきたいと、これはあくまでも合併のためのものということの考え方で、この形で進めていきたいと思っております。

議長(後松一成君) はい、10番。

10番(吉野 久君) 合併にかかわるものでここにあげるということで、それはわかりました。ただ今年度の事業一覧を見ますと16年度予算にはじかれたものをここに載せたというような、そういう印象を受けるわけです。合併推進のための予算であり、本来は国庫支出金というのは目的を持って支出される補助金なわけですので、もっとこのために使うというような、そういう計画、来年度以降の話ですけれども、ございますか。

議長(後松一成君) はい、答弁。総務課長。

総務課長(二藤誠祥君) ただいまの質問についてお答えします。

お話しの中では16年度ではじかれた予算というような言い方をしてございましたが、決してそういうことではございません。確か12月議会の町長の招集あいさつでもお話ししてございましたけれども、この9,000万円についての別の会議を開いて決定しておるものでございまして、決してはじかれたものでもないし、最初からこれを何とするかということで検討したものだということを認識していただきたいと思います。

この合併推進体制整備費補助金については、この後も中身を精査しながら同じような形で 進んでいきたいと考えております。 ちなみにこの補助金の中身でございますが、合併した市町村において地域内の交流、それから連携、一体性の強化のために必要な事業であって、合併により付加的に必要とする事業に対する補助であるということでございます。そして我々の方ではこの計画をもとに県の市町村課の方に事前にヒアリングをしてございます。その結果がこういう形で出てきたということでございます。どうかご認識いただきたいと思います。

議長(後松一成君) ほかに。

谷屋誠市君。

7番(谷屋誠市君) 合併管理費の先ほどの説明の中で、就学援助システム等開発事業というのがございましたけれども、等の部分は学齢簿の整備という話でしたけれども、就学援助システムの方について、もう少し詳しく説明お願いできますでしょうか。

議長(後松一成君) はい、学務課長。

学務課長(飛澤明則君) これにつきましては、要保護、準要保護世帯等から申請が出されますと、受理した後、審査しながら認定し、給付するわけでございます。それらの一連の事務、これは合併前はそれぞれの町村で手作業で行っておりました。

それから学齢簿につきましても同じく手作業で小学校の入学する子供たち、あるいは中学校に入学する子供たち、それから生徒の異動作業なども全部手作業でございましたけれども、比較的に旧町村の場合は件数が少ないということもあって手作業で行ってきたわけですけれども、やはり対象人数が多くなりますと迅速な対応が難しくなるというようなことから、ソフト開発、プログラムですけれども、このプログラムをつくって、そしてパソコンに入力して事務の迅速化を図るというようなことでございます。

議長(後松一成君) 7番。

7番(谷屋誠市君) わかりました。もう一つ戸籍システム機能強化業務委託料というのが、2,6 00万円ですか、かなり高額になってございますけれども、コンピューターのシステム関係は結構 高額になると前から聞いております。それで相続人の検索という先ほどの説明でしたけれども、 当初システムを導入する時は、それは計画に入ってなかったものなのでしょうか。

あとこの後またこういう機能強化というものがあると、また結構予算的にかかると思いますけれども、このような機能強化、また今後こういう機能強化をするような必要性が出てくることはあるのでしょうか。その辺をお尋ねしたいと思います。

議長(後松一成君) はい、住民生活課長。

住民生活課長(鈴木四郎君) はい、お答えいたします。

ただいまのご質問でございますけれども、当初合併の段階でメーカーの統一ということで、同じシステムに統一されたわけです。その段階では、ここのシステムの追加の分については特に触れられておりませんでした。今回の件でございますけれども、旧仙南地区の部分についてはNECのシステムで、除籍の関係はすぐ検索できるようになってございます。旧六郷、千畑地区についてはメーカーが違いまして、セットされていないわけではなかったのですけれども、検索する段階で非常に時間がかかるということで住民の方々に非常にお待ちしていただく時間があったわけです。そういう関係で非常に不具合な点がございましたので、今回除籍の検索の部分について追加でシステムの能力をアップするということで、今回お願いしたわけでございます。

今後については、こちらを承認していただければ、一通り3町村のでこぼこはなくなる予定でございます。

議長(後松一成君) ほかにありませんか。

40番、斉藤正衛君。

40番(斉藤正衛君) 小学校と中学校の耐震の業務委託料のところで一つ伺いたいと思います。

業務委託で80万、315万と非常に多額のお金がかかるわけでございますけれども、またこれが工事になりますと、さらに大きなお金がかかるのではないかなと思います。

それで実際にこのような耐震診断が行われて、そして実際に工事に移って完成したときというのは、それは今の建築基準法でいわれるような、例えば震度何までならこれで大丈夫なんだというような保障といいますか、そういうようなものがついてくるというような、そういうような耐震診断なのでしょうか。

議長(後松一成君) はい、答弁。学務課長。

学務課長(飛澤明則君) 震度何というようなことは明記されてございませんけれども、震耐震設計基準に当てはまるというようなことでございます。

したがって比較的頻度の高い中小地震には被害が生じない、あるいは震度6か7程度に対してひび割れが生じても人身に影響するような倒壊はしないというようなこと、その他もろもるの基準がございます。

したがってそういうような震度何というようなことにはちょっと言いようができないわけでございますが、そういうふうに厳しい基準をクリアするというようなことでございます。 議長(後松一成君) はい、40番。 40番(斉藤正衛君) そうしますと、それが保障されるということなのでしょうか。

議長(後松一成君) はい、答弁。

学務課長(飛澤明則君) 保障ということではないと思います。あくまでも基準に該当する というように理解しております。

議長(後松一成君) はい、40番。

40番(斉藤正衛君) 確かに地震、天災については保障するということは、きのうでしたか10年目を迎えた阪神淡路大震災においても倒れないといったものが倒れたり、非常に人間の予期しないものが起きるのが天災でございます。

けれども多額のお金をかけてそういうことをする場合に、やはり当局としてそういうことをどこまで業者なり、設計に対して詰めているかと、こういう点が非常に重要なのではないかなと思って、こういう質問をさせていただきました。

一応の基準があって、それを丸々業者なりに任せるということではなくて、やはり担当する者として、そこら辺をきっちりと詰めておくと、そういうようなことが必要ではないのかなと私は思うのですけれども。

そういう点については、どのようなところまで密な話し合いがもたれているのかと、そういう 思いがしたものですから、ただ書かれているものがそのように書かれているので大丈夫だと思い ますという、ただそれだけだったのかなというのが、非常にこれから多額なお金がかかっていく だろうなと思うものですから、そこら辺の詰めがどうだったのかなというのがもしありましたら 伺いたいと思います。

議長(後松一成君) はい、答弁。

学務課長(飛澤明則君) 今現在では具体的なことは詰めてございませんけれども、今斉藤 議員がおっしゃるようなことを十分踏まえまして対応してまいりたいと考えております。

議長(後松一成君) ほかにございませんか。

8番、田口繁男君。

8番(田口繁男君) この議場改修事業ですけれども、1,000万円近くで今までの2階の議場が改修されると思います。

そこで22名、4人多いことになるわけですが、議場の改修をどのようにしてやるので900幾らかかるのか、ひとつそれを伺います。

議長(後松一成君) はい、総務課長。

総務課長(二藤誠祥君) 今質問にありました件については、資料がありましてその資料を

見ていただきますと追加席というところがございますが、そこが増えた分、それから質問席、ここが今まで2つ席がありましたけれども、1つになってございます。

それから事務局側の方のいすが今度は増えてきます。その分も入れてです。当初はマイク 設備をデジタル化ということで、当初では2,000万円を超える額の案だったわけですけれど も、精査しまして使えるものは使うということで精査した結果、この額になったということ でございますので、どうかご理解いただきたいと思います。

議長(後松一成君) ほかに。

9番、中村利昭君。

9番(中村利昭君) 土木費についてお尋ねいたします。

先ほど臨時職員の12名分のうち4名分を業者の方に委託した分だというふうな説明がありましたけれども、これは仙南地区ということで説明されましたが、この業者委託する場合には契約される内容についてですけれども、除雪のパターンを明示するとかということはあるものでしょうか。ないものでしょうか。

例えば路線によってロータリーが必要だとか、普通の杯盤スタイルでいいのかということで、 さまざまあるかと思いますけれども、そこら辺はどのような契約の内容になるものでしょうか。 議長(後松一成君) はい、建設課長。

建設課長(照井一夫君) ご説明申し上げます。

パターンはありません。ただ昨年度までこの4名の方々は実施しておりました。その路線について機械も同じでございます。そういうことでございます。

議長(後松一成君) はい、9番。

9番(中村利昭君) 仙南地区ということで、自分も仙南地区に住んでおりまして、これまで除雪のあり方については非常にいいというふうに思っておったわけでございますが、先般旧六郷地区を通行中、たまたま排雪というふうな場面に出くわしたわけでございますが、排雪にはさまざまな経費がかかるやに思われますが、一般国道ではかなり交通の安全面を重視した作業体系をとっておるわけでございます。

予算もかなり窮屈な状態での美郷町内の作業かと思いますけれども、先般見ていますと一般通行者の安全を損ねるようなことがないような除雪体系が必要ではないかなと感じましたが、これからどれくらいの降雪量があるのか、よくわからないわけなのですけれども、これからそういうふうな排雪等さまざまされるような場合には、安全面を優先した形をとっていただけるような契約の中身で検討していただきたいということでございます。

と申しますのは、先般見ていますと交通整理といいますか、ガードマンといいますか、端々に1名ずつ、計2名でおったのですけれども、国交省の排雪のパターンを見ますと、場所によって交通整理の配置が5、6名おったり、大変交通安全の部分については気を遣った作業をしておりますので、これから予算を組まれる場合には次年度も含めまして、そこら辺の検討が必要ではなかろうかというふうに思われますが、今後どのような考えで進まれるものかお聞きしたいのですが。議長(後松一成君) 建設課長。

建設課長(照井一夫君) 当然ながら安全性というものは一番大事なわけでございまして、 それには十分注意しながら、しかもそういう前後に人を立てながら排雪をしているつもりで ございます。一層の努力をしてまいりたいと、こういうふうに思っております。

議長(後松一成君) ほかにありませんか。

27番、高橋福松君。

27番(高橋福松君) 先ほど斉藤議員がおっしゃったことと関連するわけですけれども、補強の診断がありという説明がなされて、しかも耐震の規定に基づいたもので設計業務を委託するという説明があったわけです。我が美郷町では地震は少ないわけですけれども、天災はいつ起こるかわからないということで診断された結果だと思います。

それで、どういうところが診断結果でだめだったのか。また、診断をした業者は、耐震において専門業者であるのか、その業者はどういう業者が診断にあたったのか、また、そういうことを頻繁に行っている業者なのか、その2点の説明をお願いいたします。

議長(後松一成君) はい、答弁。学務課長。

学務課長(飛澤明則君) 1つ目に診断の業者ですけれども、仙南の東小学校と西小学校の業者は大曲市の長岐設計事務所でございますし、六郷中学校の業者は館設計事務所でございます。

この診断については、あくまでも設計屋が診断のための業務ということで、いろいろ内容がございますが、その作業をして県の建築協会の方に調査した結果を出します。その出したものを判定委員会というところがございまして、そこで判定したということでございます。 舌足らずで説明の時に申し上げませんでしたが、結果として仙南東小学校の場合は1階が普通教室が3部屋と特別教室が2部屋ございます。その1階部分の片側というか、そういう部分を補強しなければならないというようなことだそうでございますし、西小学校については、これも1階ですけれども、普通教室が3部屋と特別教室が1部屋ございます。それについては、片側だけでなく両側を補強しなければならないということになってございます。

それから六郷中学校の場合は、1階から3階まで普通教室になってございます。1階と2階の普通教室の部分が5部屋、それから特別教室がちょっと小さい部屋になりますけれども、1階と2階が11部屋、それから職員室がそれぞれ片側の補強をしなければならないと、いずれも柱と梁、それらを補強しなければならないということでございます。

議長(後松一成君) 質疑途中でございますが、11時20分まで休憩いたします。

(午前11時11分)

議長(後松一成君) 休憩を解きまして本会議を再開いたします。

(午前11時20分)

議長(後松一成君) 27番。

27番(高橋福松君) 今説明をもらったわけですけれども、確かに耐震基準というのがあって両側、両側と言いますけれども、途中でちょっと話されましたが、柱を直すとか、梁に補強をしていかなければいけないとか、そういう答弁を求めていたわけで、その辺をしっかりとどういうものを補強していかなければならないのか、設計屋は設計のベテランでプロであると思いますので、そういうところをもう一度、両側とかではなくて梁にどういうことをするのか、県の方からもそういうのが出ているし、町にも報告がなされていると思いますので、その辺を再度お願いしたいと思います。

議長(後松一成君) はい、答弁。学務課長。

学務課長(飛澤明則君) 柱と梁の部分がばらばらのところにブレスという、横文字でございますけれども、そのブレス構造というような形でそれぞれ補強するということを聞いてございます。

議長(後松一成君) 5番、村田 薫君。

5番(村田 薫君) 8款の土木のところで1つお願いします。

関連ですけれども、業者委託により除雪出動の回数的な問題、また技術面などで旧3カ町村でかなり差異があるように苦情を受けます。

住民、行政ともに冬場の雪対策に関しては、かなりストレスな問題でございまして、旧3町村の方針とか経緯がございますでしょうけれども、ここら辺はうまいぐあいに統一したもので改善で

きないものかお伺いいたします。

議長(後松一成君) はい、答弁。建設課長。

建設課長(照井一夫君) 今の段階ではなかなか旧3町村で業者、直営とそれぞれやり方が全部違います。その中で合わせてもっていくというのは、今現在では至難の業ではないかなというふうに思います。

技術そのものは当然違うわけでございまして、できるだけ技術をいかにコンスタントにうまくもっていくかというのがこれからの課題にもなろうかと思います。そういうことでご了 承願いたいと思います。

議長(後松一成君) 46番、竹村由広君。

46番(竹村由広君) 工事請負費の中の観光看板改修工事についてお伺いいたします。

これは太田町と美郷町との折半ということで、315万5,000円が計上になっておりますけれども、これは何箇所、どこの場所であるのかということをひとつ教えていただきたいと思います。

議長(後松一成君) はい、答弁。商工観光課長。

商工観光課長(小林宏和君) 商工観光課でご説明申し上げます。

現在大型看板ですけれども、これは4箇所ございます。国道46号線から入る、いわゆるわら び座の方へ入る交差点、それから角六線へ入る交差点、これは角館町の方です。

それからもう2箇所は、国道13号線沿いの六郷派出所付近の看板でございます。もう1つは それから入った町道でございますが、六郷水産の北側付近になろうかと思います。

この4箇所は平成8年に実施しておりますが、今回名称の変更に伴い改修するものでございます。以上でございます。

議長(後松一成君) はい、46番。

46番(竹村由広君) そうしますと、4箇所ということですね。今後、例えば今太田町というふうな解釈になっておりますけれども、そちらの方もいずれ大仙市という合併になりますので、今後その問題に対しても改修する看板そのものは支障がないと。新しい看板形態でやるということですか。

議長(後松一成君) はい、答弁。

商工観光課長(小林宏和君) 今太田町と協議してございますが、いずれ大仙市太田町というような形のネーミングを太田の方から提示されてございますので、それを踏まえた形で年度ぎりぎりまでに完成して、大仙市が新しくなった場合は、その段階で供用開始ということになろうかと思ってございます。

議長(後松一成君) 46番。

4 6 番 (竹村由広君) 今回計上された予算そのものは今4箇所部分で今年度予算の中に組み込まれているということでしょうけれども、今後看板自体に対しては旧町村の名前が付いているものが結構残っているあるように見受けられますけれども、今後その改修そのものも17年度以降には手がけていくということですか。

議長(後松一成君) はい、答弁。

商工観光課長(小林宏和君) 美郷全体におきましてはかなりの数がまだ見受けられると認識しております。それでシールで対応できるものは極力安価な形で早急に対応したいと思っておりますけれども、高所作業車ですとかいろいろ必要になってくる部分がございます。

今それを調査中でございますので、順次直していきたいと思ってございます。以上でございます。 います。

議長(後松一成君) ほかに。

はい、14番 武藤 威君。

14番(武藤 威君) 阪神淡路大震災から10年目ということですけれども、あの震災以来、旧 仙南でも千畑でも六郷でも、その時分から町村の公共施設、橋も含めてですけれども問題視され、それなりに次々と耐震診断等行いながらやってきておりますけれども、合併した時点で美郷 町内のそういう公共物の対応の仕方とでもいいますか、100パーセントまだできていないと思いますけれども、耐震診断をはじめ完成率とでもいいますか、震度7が最高だそうですけれども、六郷 から太田にかけて断層という地盤関係のこともありますし、そういうことから考えますといろいると心配されることがあるわけで、一体今この美郷町で耐震診断はじめ、そういう施設関係では何割程度大丈夫といえるかどうか、その辺分かったら教えていただきたいと思います。

議長(後松一成君) 総務課長。

総務課長(二藤誠祥君) 今言われた件については、まだ美郷町が発足したばかりで、いずれ防災計画などもこれから診断されることになると思いますが、その段階で進めていきたいと思っております。今のところでは把握してございません。以上です。

議長(後松一成君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(後松一成君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(後松一成君) 討論なしと認めます。

議案第3号について、これより採決します。

お諮りします。議案第3号について、原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 平成16年度美郷町一般会計補正予算第1号については、原案のとおり決しました。

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(後松一成君) 次に、日程第7、議案第4号 平成16年度美郷町国民健康保険特別会計 補正予算第1号についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(後松一成君) 提案理由並びに議案内容の説明を求めます。住民生活課長。 住民生活課長(鈴木四郎君) ご説明申し上げます。

歳入の方から説明いたします。3款1項1目の療養給付費等負担金でございます。今回の補正額は239万6,000円でございます。これにつきましては過年度分、平成15年度分の確定による追加交付でございます。旧3町村におきまして、千畑地区については予算計上済みでございますけれども、六郷地区、仙南地区の部分について今回補正で対応させていただいております。歳入の239万6,000円につきましては、旧六郷地区の追加交付によるものでございます。

一番最後のページですが、歳出でございます。9款1項3目の償還金でございます。補正額が156万5,000円でございます。これは国県支出金を充当してございます。23節の償還金利子及び割引料でございます。これらにつきましては、旧仙南地区の分の概算要求申請に伴いまして、確定したことによる過剰に交付された分の返還金でございます。2月の末、3月の初めの支払い返還になります関係上、今回補正でお願いしたものでございます。

それから、10款1項1目の予備費でございます。補正額が83万1,000円でございます。歳入の 返還金を除く部分について予備費に充ててございます。以上でございます。

議長(後松一成君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(後松一成君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(後松一成君) 討論なしと認めます。

議案第4号について、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 平成16年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号については、 原案のとおり決しました。

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(後松一成君) 次に、日程第8、議案第5号 平成16年度美郷町老人保健特別会計補正 予算第1号についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(後松一成君) 提案理由並びに議案内容の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長(鈴木四郎君) ご説明申し上げます。

こちらの会計につきましても、最後のページとその前のページにつきまして説明させてい ただきます。

最初に歳入でございます。2款1項1目の医療費国庫負担金でございます。補正額が388万7,0 00円でございます。こちらにつきましても平成15年度の確定による追加交付の分、過年度分 でございます。

次のページお願いいたします。歳出でございます。1款1項1目の医療給付費でございます。 補正額が183万5,000円でございます。こちらにつきましては、19節の負担金補助及び交付金 ですが、医療給付費の増が見込まれますので、こちらの方に充当させていただきます。

それから2款1項1目の償還金でございます。補正額が205万2,000円でございます。23節の償還金利子及び割引料でございますが、これは償還金でございます。平成15年度の確定によります返還分でございます。

六郷地区分が133万5,000円。この内訳につきましては、国99万7,000円、それから県が残りになってございます。それから仙南分が71万7,000円でございます。こちらにつきましては、県の償還になります。以上でございます。

議長(後松一成君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(後松一成君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(後松一成君) 討論なしと認めます。

議案第5号について、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 平成16年度美郷町老人保健特別会計補正予算第1号については、原案のとおり決しました。

閉会の宣告

議長(後松一成君) 以上で本臨時会に付議されました事件については、全部議了されました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成17年第1回美郷町議会臨時会を閉会いたします。

(午前11時40分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。 平成17年 1月18日

議	会	議	長	後	松	_	成

署名議員 村田 薫

署名議員 小 西 文 男